

**平成 30（2018）年度  
日本非核宣言自治体協議会  
第 35 回総会 議案書**

日 時 平成 30（2018）年 5 月 28 日（月）14 時 40 分～15 時 35 分

場 所 長崎原爆資料館ホール（地下 1 階）

日本非核宣言自治体協議会



## 目 次

### 議案 1

平成 29 (2017) 年度	事業報告	1
平成 29 (2017) 年度	収支決算報告	10
平成 29 (2017) 年度	監査報告	12

### 議案 2

平成 30 (2018) 年度	事業計画案	13
平成 30 (2018) 年度	収支予算案	16

### 議案 3

平成 30 (2018) 年度	役員体制案	18
-----------------	-------	----

### 議案 4

	総会決議案について	19
--	-----------	----

### 参考資料

・ 日本非核宣言自治体協議会会則	21
・ 特別事業準備基金要綱	23
・ 国際会議等参加費補助要綱	24



## 平成 29 (2017) 年度 事業報告

### 1 協議会への加入

新規加入自治体 (9 自治体)

豊浦町 (北海道)、南三陸町 (宮城県)、伊豆の国市 (静岡県)、羽島市 (岐阜県)、  
東彼杵町、川棚町 (長崎県)、相良村 (熊本県)、小林市 (宮崎県)、  
奄美市 (鹿児島県)

脱退自治体 (1 自治体)

西原町 (沖縄県)

会員自治体数 330 (平成 30 年 3 月末現在)

### 2 第 34 回総会の開催

平成 28 年度決算・事業報告、平成 29 年度予算・事業計画、平成 29 年度役員体制、総会決議文の議案を決議した。

日 時 平成 29 年 5 月 29 日 (月) 14 時 30 分～15 時 30 分

場 所 長崎原爆資料館ホール (長崎市 (長崎県))

出席者 55 自治体 73 人 (うち非会員 2 自治体 2 人)

総会決議 日本政府 (内閣総理大臣・外務大臣)、在日大使館等 169 か国をはじめ、  
国連事務総長・ジュネーブ軍縮部、朝鮮民主主義人民共和国、国連北  
朝鮮代表部大使に決議文を送付した。



第 34 回総会

### 3 役員会、研修会等の開催

会長 (1 人)・副会長 (5 人)・幹事 (18 人)・監事 (2 人) によって構成される役員会を年 2 回開催し、総会議題等の重要課題について協議を行っている。その第 1 回を総会と同日に実施した。

また、平成 28 年度収支決算について会計監査を実施した。

## (1) 役員会

### 第1回

日 時 平成 29 年 5 月 29 日 (月) 13 時 30 分～14 時 20 分  
場 所 長崎原爆資料館 2 階会議室 (長崎市 (長崎県))  
出席者 24 役員都市 26 人

### 第2回

日 時 平成 30 年 2 月 8 日 (木) 13 時 45 分～14 時 35 分  
場 所 武蔵野スイングホール スカイルーム 1 (武蔵野市 (東京都))  
出席者 24 役員都市 24 人

## (2) 研修会

### 第1回

#### ○講 演

日 時 平成 29 年 5 月 29 日 (月) 16 時 00 分～17 時 20 分  
場 所 長崎原爆資料館ホール (長崎市 (長崎県))  
出席者 55 団体 73 人

#### 内 容

##### ア 役員自治体の平和の取組発表

大阪府枚方市 「『平和』とともに歩む 一枚方市 70 年ー」  
神奈川県藤沢市 「神奈川県藤沢市の平和の取組」

##### イ 日本非核宣言自治体協議会 講師派遣事業の取組発表

ナガサキ・ユース代表団 光岡華子・川崎有希・溝越史恭  
「若者が考える新しい平和教育～ピースキャラバンの実践と課題～」

#### ○フィールドワーク (被爆遺構の視察)

日 時 平成 29 年 5 月 30 日 (火) 9 時 00 分～正午

##### 内 容 Aコース

原爆落下中心地、平和公園、城山小学校 (被爆校舎等)

##### Bコース

浦上天主堂、旧長崎医科大学、山王神社 (一本柱鳥居、クスノキ)



ナガサキ・ユース代表団の講演



フィールドワーク

## 第2回

日時 平成30年2月8日(木) 14時45分～17時

場所 武蔵野スイングホール レインボーサロン(武蔵野市(東京都))

出席者 57団体68人

## 内容

### ア 講演

ICAN ノーベル平和賞受賞記念講演

「平和は、私たち市民が作り守るもの」

講師 核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員  
(国際交流NGOピースポート共同代表)川崎 哲 氏

### イ 開催地の平和の取組み

武蔵野市長 松下 玲子 氏

被爆体験談

武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員 柴田 フミノ 氏

### ウ 会員自治体の平和の取組み発表

中部ブロック代表 三重県伊勢市

「平和への祈り」

中国ブロック代表 広島県広島市

「核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して」

## (3) 会計監査(平成28年度分)

日時 平成29年4月14日(金) 14時30分～16時

場所 事務局(長崎市)

出席者 監事(八尾市・豊中市)、事務局(長崎市)

## 4 非核宣言実施状況の調査

国内の自治体の非核宣言実施状況を把握し、自治体による宣言実施の促進を図ることを目的として、宣言実施の有無等について調査を行った。

対象 非核・平和宣言をしていない168自治体

基準日 平成29年9月1日

結果 新たに11自治体が宣言していることが判明

## 5 協議会未加入自治体への加入案内等

協議会への加入を促進するため、非核宣言自治体のうち協議会未加入の自治体に対して、平成29年9月に加入案内を送付した。また、一部未加入自治体首長へは直接の加入要請を行った。

(1) 加入案内送付

非核宣言自治体のうち、本協議会に未加入の 1,295 自治体に対して、加入案内を送付した。また、今年度、調査で非核宣言をしていることが判明した 11 自治体と非核宣言の報告を受けた 2 自治体も加入案内を送付した。

(2) 第 9 回平和首長会議総会（平成 29 年 8 月 7 日～10 日、長崎市）においてブースを出展し、パンフレットを配布した。

## 6 核兵器廃絶に関する情報や資料の収集及び普及

自治体の平和行政推進にかかる参考資料の配布、平和事業に関する調査を行った。

(1) 「長崎平和宣言」「広島市平和宣言」の配布

自治体数 1,619（会員自治体 324（長崎市を除く）、非会員自治体 1,295）

(2) 平成 29 年度平和事業調査

会員自治体を対象に各自治体が行っている平和事業の実績を収集し、協議会ホームページに掲載。

対象 330 会員自治体

掲載月 平成 30 年 3 月

(3) 核軍縮に関する書籍の配付

書籍名 NPO 法人ピースデポ発行「イアブック核軍縮・平和 2015-2017」

対象 330 会員自治体

配付 平成 29 年 11 月

## 7 各種事業の実施

(1) 親子記者事業

今年度は、平成 20 年にスタートした親子記者事業が 10 回目を迎え、第 10 回記念拡大版として全国から例年の 2 倍の 18 組の親子を募集したところ、全国から 177 組の応募があり、第 34 回総会後に抽選を行った。抽選で選ばれた親子は 8 月 8 日から 11 日にかけて平和祈念式典をはじめとして平和事業や被爆遺構、平和に取り組む人などを取材し、記事にまとめ、「おやこ記者新聞」として発刊し、会員自治体等に配布した。終了後、参加者は在住市の首長表敬や学校の集会などでそれぞれ活動報告を行った。被爆地の平和への取り組みを全国へ広めるとともに、核兵器廃絶と平和への願いを若い世代へ伝えることができた。

開催日 平成 29 年 8 月 8 日（火）～11 日（金・祝）

開催場所 長崎市内（プレスセンターを長崎市平和会館に設置）

応募者数 177 組

発行部数 1,500 部（会員自治体ほか応募者、取材先などに配布）



おやこ記者新聞 第10号



田上会長と親子記者の皆さん

## (2) 巡回原爆展

平成15年度に本協議会設立20周年事業として、原爆写真展の貸出を開始した。写真パネルは各ブロックの幹事が保管し、要望があった自治体に貸し出している。

### ア 平成29年度開催実績

開催数 10自治体(12か所)

旭川市(北海道)、名寄市(北海道)、美里町(宮城県)、秋田市(秋田県)  
 渋川市(群馬県)、練馬区(東京都)、大口町(愛知県)、武豊町(愛知県)、  
 鈴鹿市(三重県)、高槻市(大阪府)

入場者数 5,613人(入場者数の報告があった分のみ集計)

### イ 累積実績(平成19年度以降)

開催数 延152自治体

入場者数 延116,624人

## (3) ミニミニ原爆展

原爆写真資料を小スペースでも展示できるように、平成21年度に資料内容やサイズを見直して作成した。海外での展示も見据え、平成23年度から26年度にかけて11か国語に翻訳し、日本語を含めて全12言語のポスターの配布を行っている。

### ア 平成29年度開催実績

開催数 21自治体・団体(34か所)

入場者数 26,912人(入場者数の報告があった分のみ集計)

### イ 累積実績(平成21年度以降)

開催数 延404自治体・団体

入場者数 延608,146人

### ウ 海外へのポスター配布実績

長崎県被爆者手帳友の会(米国、英語版)

ブラジル長崎県人会(ブラジル、ポルトガル語版)

平和祈念式典初参列国(7か国、各言語版) ※DVDを配布

#### (4) 平和と学びポスターセット（低学年向け）

小学生低学年の児童が、戦争と被爆の実相や平和の大切さへの理解を深めるとともに、「核兵器のない世界」を目指して自分たちにもできることがあることを親しみやすく学べるよう、写真やイラストを用いたポスターセットを平成28年度に作成し配布を行っている。また、平成29年度に平和と学びポスターセットを見学した児童が、ポスターの内容を改めて復習するとともに、将来に向けて戦争と被爆の実相や平和の大切さを学べる小冊子を作成した。当小冊子は希望する自治体へ配布する。

平成29年度開催実績

開催数 52自治体（78か所）

入場者数 50,947人（入場者数の報告があった分のみ集計）



平和と学びポスターセット



小冊子

#### (5) ホームページによる情報発信

協議会ホームページを運営し、協議会の各種事業、抗議文や要請文、各自治体の宣言文等の掲載を行っている。また、平成25年度に立ち上げたフェイスブックでも情報を発信した。

ホームページアドレス <http://www.nucfreejapan.com/>

フェイスブックアドレス <https://www.facebook.com/nucfree>

#### (6) 「焼き場に立つ少年」を掲載したカードの制作

フランシスコ・ローマ法王が、「戦争がもたらしたもの」という言葉を添えて配ったという「焼き場に立つ少年」の写真を使ったカードを本協議会において作成し、平和の意識啓発に役立ててもらうために、会員自治体へ配布する。



カード

(7) 被爆アオギリ・被爆クスノキの苗木配布

被爆アオギリ（広島）及び被爆クスノキ（長崎）の苗木を要望があった自治体に配布している。平成14年度から協議会設立20周年事業として開始し、平成26年度以降は平和首長会議を介しても配布している。

ア 平成29年度配布実績（21本）

	会員自治体	平和首長会議への申請自治体
クスノキ 6自治体 計9本	青梅市（東京都） 川崎町（福岡県）	長久手市（愛知県） 摂津市（大阪府） 福岡市（福岡県） 古賀市（福岡県）※4本
アオギリ 12自治体 計12本	藤沢市（神奈川県） 川崎町（福岡県）	坂戸市（埼玉県） 草加市（埼玉県） 国立市（東京都） 関ヶ原町（岐阜県） 大府市（愛知県） 伊賀市（三重県） 亀岡市（京都府） 摂津市（大阪府） 芦屋市（兵庫県） 福岡市（福岡県）

イ 累積配布実績（平成14年度以降）

クスノキ 延100自治体 191本配布

アオギリ 延116自治体 171本配布

(8) 核実験等への抗議・要請

核実験が実施されたため、本協議会として抗議文を送付した。

平成29年度

① 核実験への抗議

送付日 平成29年9月4日

相手国 北朝鮮

内容 核実験実施に対する抗議

核実験実施 平成29年9月3日

8 平和啓発事業の実施

(1) U-40世代の交流によるネットワーク拡大事業

全国自治体の若手職員等を長崎に招き、被爆の実相に触れるとともに、同世代との交流や長崎の平和の取組みを体験するなかで、参加者の意識やスキルの向上を図ることにより、各自治体における平和事業のさらなる推進を支援した。

期間 平成29年10月26日（木）～10月28日（土）

参加者 6自治体7名

郡山市（福島県）、松本市（長野県）、枚方市（大阪府）、  
高槻市（大阪府）、広島市（広島県）、長崎市（長崎県）

## 交流内容

1 日目	原爆資料館展示室見学、長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) との意見交換 等
2 日目	被爆遺跡のフィールドワーク、被爆体験講話、語り継ぐ被爆体験、グループトーク 等 参加者によるアクションプランの発表 「ピース・プロモーション」
3 日目	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館見学



グループトーク



ピース・プロモーション

### (2) 平和事業（出張講座等）への講師派遣

ア 会員自治体の平和教育を支援するため、長崎大学核兵器廃絶研究センターと協力し、平和教育の実践に取り組む大学生等（ナガサキ・ユース代表団）を派遣。

#### 平成 29 年度派遣実績

派遣数 5 自治体（9 か所）

函館市（北海道）、行田市（埼玉県）、津市（三重県）、

岸和田市（大阪府）、赤村（福岡県）

受講者数 約 701 人

イ 被爆体験を継承するため、会員自治体が主催する平和イベントに、長崎市被爆体験家族証言（交流証言）者や広島市被爆体験伝承者を派遣。

#### 平成 29 年度派遣実績

派遣数 10 自治体（15 か所）

旭川市（北海道）、郡山市（福島県）、小金井市、日野市（東京都）、川崎市（神奈川県）、小千谷市（新潟県）、四日市市、鈴鹿市（三重県）、吹田市（大阪府）、浦添市（沖縄県）

受講者数 約 1,115 人

## 9 第9回平和首長会議総会への支援事業

平成29年8月7日から10日にかけて長崎市で開催された第9回平和首長会議総会における参加負担金12,000円を1自治体につき最大2名まで協議会で負担した。なお、協議会紹介ブースの出展料については費用の負担は無かった。

### (1) 参加者負担金の補助

54自治体 85人 1,020,000円



第9回平和首長会議総会



非核協ブースの出展

## 平成 29 (2017) 年度 収支決算書

< 収 入 >

(単位: 円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	収入額 ②	予算現額と 収入額 との差 ②-①	備 考
1 分担金	13,620,000	13,620,000	13,860,000	240,000	(1) 都道府県・政令指定都市 9 自治体×80,000 円= 720,000 円 (2) 市 (人口 5 万人以上) 特別区 144 自治体×60,000 円=8,640,000 円 (3) 市 (人口 5 万人未満) 47 自治体×40,000 円=1,880,000 円 (4) 町・村 131 自治体×20,000 円=2,620,000 円
2 基金繰入金	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	
3 雑収入	1,000	1,000	73	△927	預金利息
4 繰越金	4,201,001	4,201,001	4,201,001	0	平成 28 年度繰越金
計	19,622,001	19,622,001	19,861,074 <sup>(a)</sup>	239,073	

< 支 出 >

(単位: 円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	支出額 ②	予算残額 ①-②	備 考
事業費	15,880,000	15,880,000	12,649,998	3,230,002	
1 総会費	900,000	900,000	409,428	490,572	第 34 回総会(長崎市)開催
2 役員会費	2,800,000	3,059,120	3,011,735	47,385	第 1 回役員会 (長崎市) 開催 第 2 回役員会 (武蔵野市) 開催 会計監査 (長崎市)
3 研修会費	900,000	900,000	492,000	408,000	第 1 回研修会 (長崎市) 開催 第 2 回研修会 (武蔵野市) 開催
4 調査研究費	600,000	654,055	654,055	0	資料購入・配布、調査経費 等
5 親子記者事業費	4,000,000	4,000,000	3,966,219	33,781	参加者旅費、新聞作成印刷費 等
6 原爆展事業費	1,660,000	1,660,000	828,977	831,023	巡回原爆展セット等の送料、平和と学びポスターセット冊子版の作成、ミニミニ原爆展外国語版の増刷
7 平和発信事業費	500,000	500,000	442,432	57,568	被爆アオギリ・クスノキの苗木配布、ホームページ更新・カード制作
8 平和啓発事業費	2,700,000	2,700,000	1,823,748	876,252	U-40 世代の交流によるネットワーク拡大事業、平和事業へ講師派遣事業
9 平和首長会議総会への支援事業	1,820,000	1,506,825	1,021,404	485,421	平和首長会議総会参加負担金補助 1,020,000 円 振込手数料 1,404 円
事務経費	3,600,000	3,600,000	3,098,894	501,106	事務運営にかかる嘱託員、臨時職員人件費、消耗品費、通信運搬費 協議会パンフレット印刷製本費、等
基金積立金	0		0	0	
予備費	142,001	142,001	0	142,001	
計	19,622,001	19,622,001	15,748,892 <sup>(b)</sup>	3,873,109	

収入金額 (a) 19,861,074 円    支出金額 (b) 15,748,892 円    差引金 4,112,182 円 … 平成 30 年度への繰越金

## 平成 29（2017）年度 特別事業準備基金 決算書

（単位：円）

項 目	当初予算額	予算現額 ①	決算額 ②	差引額 ②－①	備 考
前年度末残高	8,877,049	8,877,049	8,877,049	0	
年度中取崩額	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000	0	
年度中積立額	1,000	1,000	237	△763	預金利息
当年度末残高	7,078,049	7,078,049	7,077,286	△763	

日本非核宣言自治体協議会

2017（平成 29）年度収支決算に関する監査報告

日本非核宣言自治体協議会会則第 6 条第 4 項に基づき 2017（平成 29）年度収支決算について、出納簿、出納帳票、預金通帳をもとに監査した結果、適正に執行管理されていることを認めます。

2018（平成 30）年 4 月 13 日

監 事

豊中市長 淺利 敬一郎



八尾市長 田中 誠太



**議案 2****平成 30 (2018) 年度 事業計画案**

※ ( ) は平成 29 年度予算額

**〔事業費〕****14,480 千円 (15,880 千円)****1 第 35 回総会の開催** **680 千円 (900 千円)**

日程 平成 30 年 5 月 28 日 (月)

場所 長崎市 (長崎県)

内容 平成 29 年度事業実施状況、決算

平成 30 年度事業計画、予算、役員体制の審議 ほか

**2 役員会等の開催** **3,500 千円 (2,800 千円)**

各種事業・予算・決算・次期役員体制等を審議する役員会を開催するほか、会計監査を実施する。

- ・ 会計監査 (平成 29 年度分)

日程 平成 30 年 4 月 13 日 (金)

場所 長崎市 (長崎県)

- ・ 第 1 回役員会 (総会と同日開催)

日程 平成 30 年 5 月 28 日 (月)

場所 長崎市 (長崎県)

- ・ 第 2 回役員会

日程 平成 31 年 1 ~ 2 月頃

場所 米原市 (滋賀県)

**3 研修会の開催** **900 千円 (900 千円)**

会員自治体の首長や平和事業担当職員等のために、平和講演、戦争体験講話、関連施設視察などの研修会を開催する。(役員会と同時開催)

- ・ 第 1 回研修会

日程 平成 30 年 5 月 28 日 (月) ~ 29 日 (火)

場所 長崎市 (長崎県)

- ・ 第 2 回研修会

日程 平成 31 年 1 月 ~ 2 月頃

場所 米原市 (滋賀県)

**4 調査研究の実施** **700 千円 (600 千円)**

- ・ 会員自治体の平和事業照会

- ・ 非核宣言未実施自治体への宣言状況調査

- ・ 参考図書購入、配布

- 5 親子記者事業の実施 2,300千円(4,000千円)  
 会員自治体の小学生と保護者に長崎に派遣し、被爆の実相や平和の取り組みなどについて、親子で新聞にまとめ、その発表会を開催する。また、その新聞を会員自治体等に配布したり、ホームページに掲載したりすることにより、会員自治体の住民の平和意識の高揚を図る。  
 日程 平成30年8月8日(水)～11日(土・祝)  
 場所 長崎市内  
 募集対象 全国の会員自治体在住の小学4～6年生、保護者の9組  
 選考方法 派遣者は、抽選により各ブロックから1組を決定する。
- 6 原爆展事業の実施 1,300千円(1,660千円)  
 (1) 巡回原爆展セット(パネル等)の貸出  
 (2) ミニミニ原爆展ポスター、平和と学びポスターセット(低学年用)、小冊子の配布  
 (3) 小学校高学年用向けポスターセットの作成 【新規】
- 7 平和発信事業の実施 3,000千円(500千円)  
 (1) ホームページ、フェイスブックによる情報発信  
 (2) 被爆樹木(クスノキ、アオギリ)の苗木の配布  
 (3) ホームページのリニューアル  
 (4) 核兵器禁止条約に関するリーフレット(チラシ)の作成 【新規】
- 8 平和啓発事業の実施 2,000千円(2,700千円)  
 (1) U-40世代の交流によるネットワーク拡大事業  
 全国自治体の若手職員等を長崎に招き、被爆の実相に触れるとともに、同世代との交流や長崎の平和の取組みを体験するなかで参加者の意識やスキルの向上を図ることにより、各自治体における平和事業のさらなる推進を支援する。  
 日程 未定  
 場所 長崎市内  
 募集対象 40歳未満の自治体職員等 10名程度  
 内容(案)  
 ①被爆の実相に触れる  
 (被爆体験(家族証言)聴講、原爆資料館等視察、被爆遺構めぐり)  
 ②取組事例紹介、同世代の若者との意見交換
- (2) 平和事業(出張講座等)への講師派遣事業  
 会員自治体が実施する平和事業へ講師等を派遣する(10自治体程度)。  
 ①会員自治体の平和教育を支援するために、長崎大学核兵器廃絶研究センターと協力し、平和教育の実践に取り組む大学生等を派遣する。  
 ②被爆体験を継承するため会員自治体が主催する平和イベントに、長崎市被爆体験家族証言(交流証言)者や広島市被爆体験伝承者を派遣する。

<b>9 各種会議への支援事業</b>	<b>100 千円 (1,820 千円)</b>
第6回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキへの参加登録費の補助	
参加人数1人につき2,000円の参加登録費を支出	
(1自治体につき最大2人までの参加登録費を支出)	
25自治体×2人×2,000=100,000円	

<b>〔事務経費〕</b>	<b>3,400 千円 (3,600 千円)</b>
---------------	----------------------------

- ・事務局運営にかかる嘱託員、臨時職員人件費、消耗品費、通信運搬費
- ・協議会パンフレット印刷製本費 等

<b>〔予備費〕</b>	<b>73,182 円 (142,001 円)</b>
--------------	-----------------------------

<b>支出予算額合計</b>	<b>17,953,182 円 (19,622,001 円)</b>
----------------	------------------------------------

**議案 2**

**平成 30 (2018) 年度 収支予算案**

< 収 入 >

(単位：円)

項 目	平成 30 年度 ①	平成 29 年度 ②	増 減 ①-②	備 考
1 分担金	13,840,000	13,620,000	220,000	(1) 都道府県・政令指定都市 9自治体×80,000円= 720,000円 (2) 市(人口5万人以上)・特別区 144自治体×60,000円=8,640,000円 (3) 市(人口5万人未満) 47自治体×40,000円=1,880,000円 (4) 町・村 130自治体×20,000円=2,600,000円
2 基金繰入金	0	1,800,000	△1,800,000	
3 雑収入	1,000	1,000	0	預金利息
4 繰越金	4,112,182	4,201,001	△88,819	
計	17,953,182	19,622,001	△1,668,819	

< 支 出 >

(単位：円)

項 目	平成 30 年度 ①	平成 29 年度 ②	増 減 ①-②	備 考
事業費	14,480,000	15,880,000	△1,400,000	
1 総会費	680,000	900,000	△220,000	第35回総会(長崎市)開催
2 役員会費	3,500,000	2,800,000	700,000	第1回役員会(長崎市)開催 第2回役員会(米原市)開催 会計監査(長崎市)実施
3 研修会費	900,000	900,000	0	第1回研修会(長崎市)開催 第2回研修会(米原市)開催
4 調査研究費	700,000	600,000	100,000	資料購入・配布、調査経費等
5 親子記者事業費	2,300,000	4,000,000	△1,700,000	参加者旅費、新聞作成印刷費等
6 原爆展事業費	1,300,000	1,660,000	△360,000	原爆展ポスター等の送料、小学校高学年向けポスターセット作製費、核兵器禁止条約に関するリーフレット(チラシ)作成
7 平和発信事業費	3,000,000	500,000	2,500,000	被爆アオギリ・クスノキの苗木配布、ホームページのリニューアル
8 平和啓発事業	2,000,000	2,700,000	△700,000	U-40世代の交流によるネットワーク拡大事業、平和事業への講師派遣事業
9 各種会議への支援事業	100,000	1,820,000	△1,720,000	第6回核兵器廃絶一地球市民集会ナガサキへの参加登録費の補助
事務経費	3,400,000	3,600,000	△200,000	事務運営にかかる嘱託員、臨時職員人件費、消耗品費、通信運搬費 協議会パンフレット印刷製本費等
基金積立金	0	0	0	
予備費	73,182	142,001	△68,819	
計	17,953,182	19,622,001	△1,668,819	

## 平成 30（2018）年度 特別事業準備基金予算案

（単位：円）

項 目	30 年度予算 ①	29 年度予算 ②	増 減 ①－②	内 訳
前年度末残高	7,077,286	8,877,049	△1,799,763	
年度中取崩額	0	△1,800,000	1,800,000	
年度中積立額	1,000	1,000	0	預金利息
当年度末残高	7,078,286	7,078,049	237	

議案 3

平成 30（2018）年度日本非核宣言自治体協議会役員体制（案）

（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

役職名	所属ブロック名	自治体名（都道府県名）	首長氏名
会 長	九 州	長崎市（長崎県）	田上 富久
副会長	関 東	藤沢市（神奈川県）	鈴木 恒夫
	近 畿	枚方市（大阪府）	伏見 隆
	中 国	広島市（広島県）	松井 一實
		廿日市市（広島県）	眞野 勝弘
	沖 縄	那覇市（沖縄県）	城間 幹子
幹 事	北海道	札幌市（北海道）	秋元 克広
		函館市（北海道）	工藤 壽樹
		旭川市（北海道）	西川 将人
	東 北	美里町（宮城県）	相澤 清一
		秋田市（秋田県）	穂積 志
		山形市（山形県）	佐藤 孝弘
	関 東	日野市（東京都）	大坪 冬彦
	中 部	甲府市（山梨県）	樋口 雄一
		四日市市（三重県）	森 智広
	近 畿	高槻市（大阪府）	濱田 剛史
	中 国	鳥取市（鳥取県）	深澤 義彦
		福山市（広島県）	枝広 直幹
	四 国	高松市（香川県）	大西 秀人
		高知市（高知県）	岡崎 誠也
	九 州	大分市（大分県）	佐藤 樹一郎
		宮崎市（宮崎県）	戸敷 正
	沖 縄	北谷町（沖縄県）	野国 昌春
		南風原町（沖縄県）	赤嶺 正之
監 事	近 畿	豊中市（大阪府）	長内 繁樹
	近 畿	八尾市（大阪府）	田中 誠太

## 議案 4

### 日本非核宣言自治体協議会 第 35 回総会決議（案）

昨年から今年にかけて、核兵器をめぐる国際情勢は大きく変わりつつある。

昨年 7 月、国連総会で「核兵器禁止条約」が 122 か国もの賛成多数で採決された。これは長きにわたり「核兵器の非人道性」を訴えてきたヒロシマ・ナガサキの被爆者の声を原動力とし、市民社会の大きな後押しにより実現されたものである。10 月には条約の推進に大きく貢献したとして NGO の核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞した。現在同条約には 58 か国が調印し、10 か国が批准しているが、核保有国や我が国をはじめとする「核の傘」のもとにある国は反対の立場を示している。日本政府は、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を主催するなど、唯一の戦争被爆国として、核保有国と非核保有国の橋渡しの役割を果たすとしており、早急にこの条約の参加に向けての取り組みを強く要望する。私たちは、核兵器禁止条約こそが世界の規範であるべきだと確信している。

現在、北朝鮮の非核化に向けた動きに世界中が注目している。北朝鮮は「核強国」を目指すと言明し、6 回の核実験を実施するなどして、北東アジア地域の安定を脅かしてきた。しかし今、北朝鮮が非核化に進む可能性が生まれてきている。私たちは、現在の動きが北朝鮮の完全な非核化につながり、北東アジアに安全と安定をもたらす結果となることを強く期待する。そして、私たちが長年にわたり訴え続けてきた、日本と朝鮮半島を非核化する「北東アジア非核兵器地帯」構想が、そのために貢献できるものであることを改めて主張する。

今年は 11 月に「第 6 回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキ」が開催され、活発な議論が交わされる。私たちは今後も被爆国の自治体として、このような市民による平和のための活動を支援し、国内外の自治体や市民社会との連携をさらに深めていく。

被爆から 73 年目を迎え、被爆者・戦争体験者の高齢化が急速に進む中、次世代への継承はすべての自治体に共通する課題である。本協議会は、引き続き、会員都市が連帯し、被爆と戦争の記憶を伝え、平和の尊さを発信できる人材の育成に尽力し、住民が安心して暮らしていける地域社会の実現に向けて努力することを、ここに決議する。

2018（平成 30）年 5 月 28 日

日本非核宣言自治体協議会

## 参 考 资 料

# 日本非核宣言自治体協議会会則

## (名 称)

第1条 この会は、日本非核宣言自治体協議会（以下「協議会」という。）という。

## (目 的)

第2条 この協議会は、非人道的核兵器の使用が、人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする。

## (組 織)

第3条 この協議会は、前条の目的に賛同する全国の非核宣言自治体（以下「会員」という。）をもって組織する。

## (事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 非核都市宣言に関する情報及び資料の収集及び交換
- (2) 非核都市宣言の呼びかけのために必要な調査研究
- (3) 非核都市宣言の呼びかけのための活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達成するために必要な事業

## (役 員)

第5条 協議会に次の役員をおき、知事、市区町村長をもって充てる。

会 長	1 名	副会長	5 名以内
幹 事	18 名以内	監 事	2 名

2 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、及び監事は、役員会において推薦する。
- (2) 各ブロックから幹事1名以上を選出する。
- (3) 役員は総会で決定する。

3 ブロックの構成は、会長が別に定める。

4 役員任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

## (役員の仕事)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。

3 幹事は、協議会の運営を補佐するとともに所属するブロックの研修及び活性化に努める。

4 監事は、会務の監査にあたる。

## (顧 問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 会長は、役員会の承認を得て顧問を委嘱する。

3 顧問は、協議会の総会に出席して意見を述べることができる。

## (事務局)

第8条 協議会の事務局は会長の自治体に置き、協議会の庶務及び会計を行なう。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算並びに重要事項について審議し、決定する。

4 総会は、年1回の開催とする。ただし、必要により臨時に開くことができる。

5 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、総会にはかる重要事項等について審議するため、必要に応じて開催する。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第11条 協議会の経費は、分担金をもって充てる。

2 会員の分担金の額は、別表のとおりとし、その納入期日は、当該年度の5月31日までとする。

(雑 則)

第12条 この会則に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会と協議して定める。

附 則

この会則は、昭和59年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

(別 表) 自治体分担金の額

区 分	分担金の額
都・道・府・県	80,000円
政令指定都市	80,000円
5万人以上の市及び特別区	60,000円
5万人未満の市及び特別区	40,000円
町・村	20,000円

## 特別事業準備基金要綱

(目的及び設立)

第1条 本協議会が開催する記念事業並びに国際会議などの特別事業の安定した財源を確保するため、特別事業準備基金を設立する。

(基金の積立額)

第2条 基金の積み立てる額は予算で定める額とする。

(積み立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業の趣旨に沿う寄付金
- (2) 協議会の資金
- (3) 基金から生じる収益金

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(処 分)

第5条 基金は次に掲げる事業等に要する費用に限り、これを処分することができる。

- (1) 記念事業
- (2) 国際会議の開催
- (3) その他役員会において必要と認められた場合

(委 任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

## 国際会議等参加費補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日本非核宣言自治体協議会（以下「協議会」という。）会則第2条に基づいて、非核自治体の国際会議に参加する会員自治体に対して、その参加旅費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助の対象となる国際会議)

第2条 補助の対象となる国際会議は、国外で開催される次の議会とする。

- (1) 非核自治体国際会議事務局の主催する世界会議及び委員会。
- (2) 非核自治体地域会議。
- (3) 上記以外の国際会議で、役員会において承認されたもの。

### (補助額)

第3条 補助金は、参加する自治体を単位として交付することとする。

2. 補助金の額は、国際会議等ごとに一自治体10万円を限度とし、予算の範囲内で会長が決定する。

### (補助金の申請手続)

第4条 補助金の交付を希望する自治体の長は、補助交付申請書（別紙様式）に経費の内訳（見積書の写しでも可）を添えて会長に提出しなければならない。

### (報告書の提出)

第5条 補助金の交付を受けた者は、帰国後1ヶ月以内に事業報告書（別紙様式）を、会長に提出しなければならない。

### (補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた者が、その補助金を目的以外に使用したときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることがある。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は役員会の承認を得て、会長が定める。

### 附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成2年8月8日から施行する。

## 国際会議参加補助金交付申請書

日本非核宣言自治体協議会会長 様	平成      年      月      日
自治体名 _____	
住 所 _____	
首長名印 _____ 印	
次のとおり申請します	
会議の名称	
会議の期日	
会議の場所	
計画の概要	概算経費
	日 程    平成    年    月    日～    月    日
添付書類	

## 国際会議参加補助金報告書

平成 年 月 日	
日本非核宣言自治体協議会会長 様  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     自治体名 _____                      住 所 _____                      首長名印 _____ 印                 </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり報告します</p>	
会議の名称	
会議の期日	
会議の場所	
経過と内容	補助金額 <span style="float: right;">円</span>
添付書類	